

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第73－21－00286号		
件 名	白川浄水場 1 ・ 2 ・ 3 号排水池流入流出弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 9月 24日 午前10時 00分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	9,350,000 円	主 管 課	73 白川浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落 札 (決 定) 業 者	60000106741 (株)前澤エンジニアリングサービス北海道営業所		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
株前澤エンジニアリングサービス北海道営業所							決定
		8,500,000					
(備 考)							
 a 0 7 7 3 2 1 0 0 2 8 6 a							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場1・2・3号排水池流入流出弁整備修繕
- 2 事業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第1浄水棟ろ過池の砂層に抑留する濁質を除去した洗浄排水を一定時間静止沈降させる池である排水池の流入流出弁である。
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は当該機器の製造元である前澤工業株式会社から対象機器の点検・修理・修繕を移管された唯一の業者である。
以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川第1浄水棟ろ過池排水扉整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、白川第1浄水棟5～8号ろ過池に設置されている、ろ過池洗浄水を排水するための電動ゲートである。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った前澤工業株式会社から電動ゲート設備技術の継承を受けている業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

契 約 番 号	第73-21-00295号		
件 名	白川第1浄水棟5号沈澱池クラリファイヤ修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 9月 24日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	13,200,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	A0000008019 三機アクアテック(株)北海道営業所		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川第1浄水棟5号沈澱池クラリファイヤ修繕
- 2 業 者 名 三機アクアテック株式会社北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積する汚泥を排泥ピットに掻き寄せ、引抜処理するために設置されている汚泥掻き寄せ機（以下クラリファイヤ）である。
この機器に不具合が生じ排泥処理が停止すると、沈澱池の汚泥堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える。
本修繕は、クラリファイヤの分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
対象機器は、製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である三機工業株式会社と修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。